

(様式第 1 号)

長久手市屋上・壁面緑化助成金交付申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者

住所

氏名

⑩

電話番号

長久手市屋上・壁面緑化助成要綱に基づき助成金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 助成交付申請額 円
- 2 助成対象事業費 円
- 3 事業実施場所 長久手市
- 4 事業実施予定期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 5 添付書類 (1) 建築物等緑化事業計画書 (様式第 1 - 2 号)
(2) 事業場所位置図
(3) 屋上・壁面緑化計画平面図及び断面図
(4) 使用部材及び植栽一覧
(5) 助成対象事業費等の見積書

(様式第 1-2 号)

建築物等緑化事業計画書

区 分	<input type="checkbox"/> 屋上緑化	<input type="checkbox"/> 壁面緑化
建築物等の区分	<input type="checkbox"/> 新設建築物	<input type="checkbox"/> 既存建築物
緑 化 面 積	m ²	
事 業 内 容	緑化区画造成工事	有 無
	灌水工事	有 無
	プランター	有 (基) 無
	誘引資材設置	
	植栽工	
	高中木	種 本
	低木	種 本
	芝	m ²
	地被類	種 株
	つる性植物	種 本
	その他	
備 考		

(様式第 2 号)

長久手市屋上・壁面緑化助成金交付決定通知書

様

年 月 日に交付申請のありました屋上・壁面緑化助成金については、長久手市屋上・壁面緑化助成金要綱第 7 条に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 円

年 月 日

長久手市長

- 1 助成金は、ほかの目的に流用できません。
- 2 事業の変更又は中止をするときは、長久手市屋上・壁面緑化助成事業変更（中止）申請書を提出してください。
- 3 事業完了後は、すみやかに長久手市屋上・壁面緑化助成事業完了報告書を提出してください。
- 4 事業が完了した後においても、植栽した樹木等の育成及び保護並びに病害虫の防除や落葉等の処理など周辺隣地に対して十分な配慮を含めて適切な維持管理に努めてください。
- 5 偽り、その他不正の手段で助成金の交付を受けたときや、この交付決定の内容若しくは条件又は長久手市屋上・壁面緑化助成要綱に違反する行為があったときは、助成金の全て又は一部の返還を求めます。
- 6 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、長久手市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長久手市を被告として（訴訟において長久手市を代表する者は長久手市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第3号)

長久手市屋上・壁面緑化助成金不交付決定通知書

様

年 月 日に交付申請のありました屋上・壁面緑化助成金については、下記の理由により交付をしないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 事業実施場所
- 2 不交付の理由

年 月 日

長久手市長

(不服申立て等)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長久手市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長久手市を被告として(訴訟において長久手市を代表する者は長久手市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第4号)

長久手市屋上・壁面緑化助成事業変更（中止）申請書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付けで審査結果通知のありました長久手市屋上・壁面緑化助成事業について、下記のとおり事業計画の変更（中止）を行いたいので申請します。

記

(様式第5号)

長久手市屋上・壁面緑化助成事業完了報告書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者

住所

氏名

⑩

電話番号

年 月 日付けで助成金の交付決定のありました長久手市屋上・壁面緑化助成事業について、事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 添付書類 (1) 事業費支払い領収書の写し若しくはそれに類するもの
(2) 事業施工中及び完成写真

(様式第6号)

長久手市屋上・壁面緑化助成金交付確定通知書

年 月 日

様

長久手市長

年 月 日付けで完了報告のありました長久手市屋上・壁面緑化助成事業について、長久手市屋上・壁面緑化助成金要綱第10条に基づき、下記のとおり助成金の交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

- 1 長久手市屋上・壁面緑化助成金要綱第12条に基づき維持管理に努めてください。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、長久手市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長久手市を被告として（訴訟において長久手市を代表する者は長久手市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第7号)

長久手市屋上・壁面緑化助成金請求書

年 月 日

長久手市長 殿

申請者

住所

氏名

Ⓜ

電話番号

年 月 日付けで助成金の交付確定のありました長久手市屋上・壁面緑化助成事業について、下記のとおり助成金を請求します。

記

請求金額 円

振込先金融機関

金融機関名	銀行・信用金庫・農協 店
口座名義人	(フリガナ)
口座番号	普通 当座